

## 資料 2

### 「中央環境審議会環境保健部会の小委員会、専門委員会の設置について」 の一部改定について

環境保健部会に置かれている小委員会及び専門委員会のうち、石綿健康被害救済小委員会を廃止するため、別添のとおり「中央環境審議会環境保健部会の小委員会、専門委員会の設置について」の一部改定を行ってよいか、お諮りする。

#### 1. 環境保健部会に設置されている小委員会及び専門委員会

- ①化学物質審査小委員会
- ②石綿健康被害救済小委員会
- ③石綿健康被害判定小委員会
- ④水銀に関する水俣条約対応検討小委員会
- ⑤化学物質評価専門委員会

#### 2. 廃止する小委員会について

##### ②石綿健康被害救済小委員会

廃止理由	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害救済制度に関する事項(石綿健康被害判定小委員会の所掌に係るものを除く。)について調査審議を行うために設置され、令和4年6月以降、令和5年6月までに調査審議を6回開催し、「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」を取りまとめたため。
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第8条
設置年月	平成28年1月
所掌事務	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害救済制度に関する事項(石綿健康被害判定小委員会の所掌に係るものを除く。)について調査審議を行う。